

中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会の設置について [抄]

平成 13 年 4 月 23 日

総合政策部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに第 9 条第 1 項に基づき、総合政策部会に置く小委員会及び専門委員会の設置について、次のとおり決定する。

（略）

2. 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会

- （1）議事運営規則第 9 条の専門委員会として、「環境研究・技術開発推進戦略専門委員会」を置く。
- （2）環境研究・技術開発推進戦略専門委員会は、環境研究及び環境技術開発を重点的に推進するための戦略の在り方に関する調査を行う。
- （3）環境研究・技術開発推進戦略専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

（略）